別表四の表中「更生欠損金又は民事再生等評価換えが行われる場合の再生欠損金の損金算入額（別表七(三)「9」又は「21」）」を「更生欠損金又は民事再生等評価換えが行われる場合の再生等欠損金の損金算入額（別表七(三)「9」又は「21」）」に、「特別新事業開拓事業者に対し特定事業活動として出資をした場合の特別勘定繰入額の損金算入額又は特別勘定取崩額の益金算入額（別表十(六)「14」－「11」）」を「特別新事業開拓事業者に対し特定事業活動として出資をした場合の特別勘定繰入額の損金算入額又は特別勘定取崩額の益金算入額（別表十(六)「15」－「11」）」に改め、同表の記載要領第五号(2)中「まで」の次に「若しくは第14項」を加える。

別表六(二)の表中「法第69条第17項により控除できる金額（別表六(二)付表六「6の計」）」を「法第69条第18項により控除できる金額（別表六(二)付表六「6の計」）」に改め、同表の記載要領第五号を次のように改める。

5　「((19)＋(20)＋(21))又は当初申告税額控除額　(22)」の欄の記載に当たつては、次によること。

(1)　(2)に規定する場合（(3)に規定するときを含む。）以外の場合には、「又は当初申告税額控除額」を消すこと。

(2)　通算法人の適用事業年度（法第69条第15項に規定する適用事業年度をいう。(3)において同じ。）について同項の規定の適用を受ける場合（(3)に規定するときを除く。）には、「((19)＋(20)＋(21))又は」を消すこと。

(3)　既に通算法人の適用事業年度について法第69条第16項（第１号に係る部分に限る。）の規定を適用して修正申告書の提出又は更正がされていた場合において、当該適用事業年度につき同条第15項の規定の適用を受けるときは、当該修正申告書又は当該更正に係る国税通則法第28条第２項（更正又は決定の手続）に規定する更正通知書のうち、最も新しいものに基づき別表六(二)「22」の金額として計算される金額を記載すること。

別表六(二)の記載要領第八号及び別表六(二)付表１の記載要領第四号中「別表六(二の二)の「7」」を「別表六(二の二)「7」」に改める。

別表六(二)付表五の表を次のように改める。